

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

中郷ハイツへの入居者を募集します

▶家賃等 (月額)

家賃 25,000円 (駐車場代: 1,500円/1台)
共益費 2,750円

※単身者は条件により入居できます。ご相談ください。

▶申込み資格 (以下の条件を全て満たしている方)

- ①住宅に困窮していること
- ②同居親族 (婚姻予定者も含む) を有すること
- ③納付すべき税や料金に滞納がないこと
- ④申込者または同居予定者が反社会的勢力者でないこと

▶募集期間

- ①3月9日(水)～3月23日(水)
- ②3月24日(木)～

※期間内に複数の申込みがあった場合は、入居審査や抽選等により入居の決定を行います。

なお、①の期間内に申込みがない場合に、②の募集を行い、②の期間内は申込みがあれば終了します。希望する方は事前に問い合わせください。

▶受付時間

午前9時～午後4時 (土日、祝祭日を除く)

▶受付場所

山形県住宅供給公社 西村山管理事務所
中郷ハイツ管理室

▶申込み方法

入居申込書に必要事項を記入の上、下記へ直接ご持参ください。

※募集要項および申込用紙は、中郷ハイツ管理室に準備しているほか、町ホームページからダウンロード可能です。

▶入居可能日

入居決定後、10日以内

※ご不明な点等がありましたら、気軽に問い合わせください。

▶申込み・問合せ先

山形県住宅供給公社 西村山管理事務所
中郷ハイツ管理室
☎0237-85-1831

休日当番医の変更について

令和3年度休日診療当番表に変更がありますので、下記のとおりお知らせします。

▶変更内容

月 日	変更前	変更後
3月13日(日)	多田医院	町立病院
3月27日(日)	町立病院	多田医院

▶問合せ先

健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116

「あさひ子育て応援100円券」について

子育て支援センター利用者に配布している「あさひ子育て応援100円券」は令和3年度をもって事業を終了します。配布は2月28日(月)で終了しています。現在お持ちの100円券は3月31日(木)までにご利用ください。

※期限を過ぎてからは利用できませんのでご注意ください。

▶問合せ先

健康福祉課 子育て支援係 ☎67-2156
子育て支援センターあさひ ☎67-2268

申告相談の予約はお早めをお願いします

今年度の申告相談は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「**完全予約制**」で実施しております。各地区の相談日においても必ず予約が必要となります。すでに予約で埋まっている時間帯もありますので、希望の時間帯はお早めに予約してください。

予約なしで来られた方は、その日の予約受付分終了後に受付いたします。感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いします。

▶予約方法（申告日の前日まで予約してください）

- ①電話予約：☎67-2107（平日の午前8時30分～午後5時）
- ②インターネット予約：町ホームページまたは右記二次元バーコードからアクセス可能

▶相談時間

午前9時～午後3時（30分刻みで予約受付します）
※時間ごとの受付人数には限りがあります



▲予約申込み用二次元バーコード

▶問合せ先

税務町民課 税務係 ☎67-2107

朝日町民間事業所等排雪支援事業補助金について

令和4年1月19日に朝日町豪雪対策本部が設置されたことに伴い、民間事業所等で敷地内に除雪した雪を、敷地外へ運搬等で排雪した際の費用を支援します。

▶補助対象者

町内に住所を有し、施設（工場、社会福祉施設、商店等）の建つ土地の排雪を行った事業者で、次いずれにも該当していること。

- ①町税を完納していること
- ②法人格を有していること又は商工会に加入していること

▶対象経費及び補助率

令和4年1月1日以降に排雪を行うために要した経費（※除雪に要した経費は対象外）

【委託の場合】

- ・民間事業者（建設業者等）に委託した経費の1/2以内の額

※ただし、自宅と構造上一体の場合は1/3以内の額

【自前の場合】

- ・自前の車両等で排雪した場合
1日あたり45,000円上限

※ただし、自宅と構造上一体の場合
1日あたり30,000円上限

▶交付申請

交付申請書（兼実績報告書）に次の書類を添付して総合産業課へ提出してください。

※交付申請書は町ホームページからダウンロードできます

- ①排雪作業日報
（作業日と業務内容等が記載されており、委託の場合は双方の確認印があること）
- ②対象経費分に係る領収書
（すべて自前の車両等で排雪した場合は、車検証のコピー）
- ③完納証明書

▶申請期限

3月14日（月）

▶申込み・問合せ先

総合産業課 商工観光係
☎67-2113

事業継続応援給付金に係る申請期限の延長について

交付申請書の申請期限を1月31日から3月18日まで延長します。山形県事業継続応援給付金を受給された方等、以下の条件を満たす場合は申請ください。

▶目的

新型コロナウイルス感染症の影響によって売上が落ち込み、経営の継続が困難となっている事業者を応援するため給付金を交付します。

▶対象者

山形県事業継続応援給付金を受給した事業者、または次のいずれにも該当する事業者。ただし、飲食店、タクシー事業（福祉輸送事業限定を除く）、農業は対象から除く。

- ①町内に本社又は本店を有する事業者
- ②令和3年4月から6月のいずれかの月の売上が、前年または前々年同期比で50%以上減少していること（※宿泊施設の場合は、宿泊を伴わない

宴会や飲食サービスに係る売上を差し引いて比較するものとする）

※令和2年6月2日以降に事業を開始した事業者の場合は、「前年または前々年同期」を「令和2年7月から令和3年5月のいずれかの月」と読み替えるものとする

- ③申請時点においても事業を行っており、また給付金の受給後も事業を継続する事業者

▶給付金の額

1事業者10万円

▶申請期限

3月18日（金）

▶問合せ先

総合産業課 商工観光係
☎67-2113

引っ越しの際は、住所の移動手続きを忘れずに！

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

また、本人確認書類となる写真付き「マイナンバーカード（個人番号カード）」の住所等は最新のものにする必要があります。

入学・就職・転勤等による引っ越しで、住所を異動される方は、市町村窓口で正確な住所の届出を行ってください。

▶他の市町村に転出・転入する場合

転出する前（転出予定日の14日前から手続き可）

に住んでいる市町村に転出届を提出して転出証明書を受け取ってください。

引越し先の市町村に転入した日から14日以内に転出証明書を添えて転入届を提出してください。

▶町内で転居される場合

転居した日から14日以内に転居届を提出してください。

▶問合せ先

税務町民課 住民生活係
☎67-2119

みんなの居場所 すぽっと 3月の開館日

おしゃべりや健康体操、マージャン、将棋などしながら、みんなと交流しつつ楽しみませんか。誰でも気軽に無料で利用できまので、買い物などのついでにふらっとお立ち寄りください。皆さまのお越しをお待ちしています。

▶3月の開館日（毎週月、木、金曜日（平日））

7日、10日、11日、14日、17日、18日、24日、25日、28日、31日の午前10時～午後3時

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、利用を休止する場合があります。

▶問合せ先

みんなの居場所 すぽっと
☎84-0202

在宅酸素療法者への電気料金の一部を助成します

▶対象者

町内に住所があり、呼吸器機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方で、医師の処方により在宅酸素療法として酸素濃縮器を使用している方
※施設入所や長期入院中の方は助成の対象外

▶手続き方法

申請書、身体障害者手帳、印鑑、支払希望金融機関の預金通帳を持参し、右記で申請してください。
※申請書は健康福祉課にあります。

▶申請期限

3月18日（金）

▶申請・問合せ先

健康福祉課 福祉係
☎67-2132

令和3年9月分から保育料負担軽減を拡充しています

国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない0～2歳児の保育料について、負担軽減を実施しています。認可保育施設は申込み不要です。その他の施設を利用している方は申請が必要になりますので、申請方法については問合わせください。

▶対象者

認可保育施設、幼稚園、認可外保育施設、企業主導型保育施設等のいずれかを利用する児童の保護者

- ①朝日町在住
- ②保育の必要性が認められる
- ③父母の市町村民税所得割課税額の合計が9万7千円未満の世帯
- ④0～2歳児

▶軽減内容

- ①認可保育施設 全額（無償化）
- ②幼稚園・届出保育施設 上限42,000円
- ③企業主導型保育施設 上限37,100円

▶問合せ先

健康福祉課 子育て支援係
☎67-2156

国民年金保険料等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入

が減少し納付困難な方は、役場国民年金窓口または寒河江年金事務所へご相談ください。

▶問合せ先

寒河江年金事務所 国民年金課
☎84-2551（自動音声案内5）
税務町民課 住民生活係
☎67-2119